

フィリピン留学渡航案内



フィリピン留学必需品

フィリピン留学と欧米留学では生活必需品が異なります。下記の生活必需品一覧を確認し、渡航前に確実に準備を進めましょう。

生活必需品	必要	選択
パスポート	●	
航空券	●	
SSP申請書類	●	
ACR I Card申請書類	●	
入學許可証	●	
フィリピンペン(現金)	●	
生活費	●	
身分証明書	●	
海外旅行保険証書	●	
ピックアップ案内書類	●	
電子辞書	●	
iPod・MP3	●	
パソコン	●	
参考書	●	
筆記用具	●	
電池	●	
耳栓	●	
コップ	●	
衣類	●	
水筒	●	
下着・靴下・タオル	●	
原物	●	
M・G・コンタクト	●	
サングラス・帽子	●	
常備薬	●	
生活必需品	●	
化粧品類	●	
時計	●	
虫除け	●	
デジタルカメラ	●	
ドライヤー	●	
物干しロープ・ハンガー	●	
生理用品	●	
トイレットペーパー	●	
アプリ登録	●	

現地生活について

交通手段

フィリピンではタクシー(一部地方はタクシーなし)、ジプニー、トライシクルなどが一般的な交通手段ですが、現地での移動は安全性の高いタクシーを利用するようにしましょう。都心部では観光客慣れたタクシー運転手が通常より高い運賃を請求してくるようなケースもあるため、乗車の際に必ずメーターがスタートしているかどうかを確認しましょう。また、行き先が郊外やリゾートなどの場合、帰りに乗車する客が少ないため、運賃にいくらか上乗せした金額を請求されることが多くあります。安全性の高いタクシーでも夜間など1人での乗車は避けましょう。

国際電話

国際電話の利用方法として日本、もしくは現地の携帯電話、スカイプなど、インターネット無料電話、公衆電話などの手段があります。フィリピンには3社(SMART、GLOBE、SUN)の携帯電話通信会社があり、電話機本体と同時にSIMと呼ばれる電話番号がついたにカードを購入し、電話機本体に挿入して使用します。携帯電話の利用料金体系は、月額払い方式とプリペイド方式(100、300、500ペソのカード)の2種類があり、プリペイドカード方式の携帯電話を購入する場合、身分証明書などは必要ないので、ショッピングセンターなどの携帯電話ショップで購入し、直ちに使い始めることができます。電話機本体+SIMで1,500ペソから購入が可能です。3ヵ月以上の中・長期滞在の方は携帯電話があると便利です。現地の携帯電話から日本に発信した際の通話料金は500ペソ程度で約15分間の通話が可能です。国内通話は15分で80ペソ程度です。

インターネット

宿泊施設では基本的に無線インターネットの利用が可能です。自身のノートパソコンやスマートフォンを持っていけば変圧器を使わずに日本で使う場合と同様に使用できます。ただし、フィリピンはインフラが不安定ということもあって、インターネットのスピードは遅いです。高速インターネットを求める方は有料のUSBを現地で購入することをお勧めします。

飲酒・喫煙について

原則的にキャンパス内での酒類の持ち込み、および飲酒は学校の校則で禁止されています。飲酒、及び喫煙が見つかった場合は即退学になります。お酒を飲む場合はレストランや居酒屋などに行きましょう。なお、喫煙は学校の指定場所でのみ可能です。

食事について

フィリピン留学では基本的に授業料と学生寮、食事がセットになっていることが一般的です(一部学校ではお食事の提供なし)。学校によって食事は異なりますが、メニューは日替わりでさまざまです。また、学校を一步出ると飲食店が点在し、美味しいシーフードや鶏肉などを格安で召し上がることができます。南国ということもあり、パイナップルやパパイヤ、マンゴーなどは絶品です。

ショッピングについて

各都市には必ず大型ショッピングモールがあり、日本食も豊富に取り揃えています。両替や日用品などの購入はもちろん、売っている商品を見ても日本などの先進国に見劣りしないほどの商品を取り扱っています。日本と比べて物価が安いので、最初は値段に驚いてしまうこともあります。

フィリピンの治安

「フィリピン留学」と聞くと、多くの方がおっしゃる第一声は、「治安が悪いのではないですか?」という意見です。日本でも以前、秋葉原で無差別殺人がありました。だからと言って東京/秋葉原は危険でしょうか。今やインターネットで世界中のニュースを知ることができ、そこで報道されているのはごく一部にしかすぎません。正しい情報は、数字とデータを交え客観的に事実を捉えることが大切です。

フィリピン入国カード記入例

フィリピン税関申告書記入例

REPUBLIC OF THE PHILIPPINES
DEPARTMENT OF JUSTICE
BUREAU OF IMMIGRATION
ARRIVAL CARD
PLEASE WRITE LEGIBLY

PASSPORT / TRAVEL DOCUMENT NUMBER / 護照番号 / 護照一連番号 / 여권번호

①

LAST NAME / 姓 / 苗字 / 姓

②

FIRST NAME / 名 / 名字 / 名字 / 姓

③

MIDDLE NAME / 中間名 / 미ドル네임 / 중간이름

DATE OF BIRTH (mm-dd-yyyy) / 出生日期 / 出生年月日 / 생일 NATIONALITY / 国籍 / 國籍 / 국적 GENDER / 性別 / 性別 / 성별

④ ⑤ ⑥

MALE 男 / 男性 / 남성 FEMALE 女 / 女性 / 여성

ADDRESS ABROAD / HOTEL NO., STREET, TOWN / CITY STATE / COUNTRY, ZIP CODE / 海外地址 / 住所(日本 / 海外) 주소

⑦

ADDRESS IN THE PHILIPPINES (NO., STREET, TOWN / CITY, PROVINCE) / 地址在菲律賓 / フィリピン住所 / 필리핀 주소

⑧

CONTACT NUMBER AND / OR EMAIL ADDRESS / 電話 / 連絡先番号 / 연락처 번호 電子郵件 / 封メール / 이메일

⑨

OCCUPATION / 职业 / 職業 / 직업 PERSONAL I.D. NUMBER / 鑑定號 / 個人ID番号 / 개인 ID 번호

⑩

FLIGHT / VOYAGE NUMBER / 航班 / 旅行 / 비행 PORT OF EXIT / 離境 / 出境 / 出국항 ACR-I-CARD NUMBER / 航空入国カード番号 / 항공국적번호

⑪ ⑫

PRIMARY PURPOSE OF TRAVEL / 旅遊目的 / 旅行의 목적 / 여행 목적 SIGNATURE / 署名 / 署名 / 서명

⑬ ⑭ ⑮

FOR OFFICIAL USE ONLY 官用(官用 / 官用의 사용 / 官用의 사용)

CONTACT US
TEL: 888-7777 local 8157
www.immigration.gov.ph
info@immigration.gov.ph
bnc@immigration.gov.ph
irmig94@gmail.com

Welcome to the Philippines!

THE REPUBLIC OF THE PHILIPPINES
DEPARTMENT OF FINANCE
BUREAU OF CUSTOMS
CUSTOMS BAGGAGE
DECLARATION FORM
BOC Form No. 117

Age Declaration "family" refers to living on the same bed by laws and

Personal Information

Surname ① Gender ④

First Name ② Birthdate ⑤

Middle Name ③ Citizenship ⑥

Address in the Philippines ⑦

Travel Doc. No. (Passport No.) ⑧ Place Issued ⑨ Country Date Issued ⑩

Date of Last Departure from the Philippines ⑪

Country of Origin ⑫ Date of Arrival ⑬

Flight No. ⑭ Vessel Name/ Voyage No. ⑮

No. of Accompanying Members of the Family ⑯ Minor (Below 18 yrs. old) Contact No. ⑰

No. of Baggage: Checked-in ⑱ pcs. Hand-carried ⑲ pcs.

Type of Traveler

Filipino: OFW Resident Non-resident

On-Board Courier Non-Filipino Diplomat Crew

Purpose of Travel

Business Vacation ⑳ Study Others: _____

I HEREBY CERTIFY UNDER PAIN OF FALSIFICATION THAT THIS DECLARATION IS TRUE AND CORRECT TO THE BEST OF MY KNOWLEDGE

⑳

SIGNATURE OVER PRINTED NAME

DATE ACCOMPLISHED: ___/⑳/___
MM DD YYYY

eTravelの事前登録があるため現在は不要

- ① パスポート番号
- ② 苗字
- ③ 名前
- ④ 生年月日(日-年)
- ⑤ 国籍
- ⑥ 性別
- ⑦ 日本の住所
- ⑧ フィリピンの滞在先住所
- ⑨ メールアドレスもしくは電話番号
- ⑩ 職業
- ⑪ フライト番号
- ⑫ 出発地
- ⑬ 渡航目的: PLEASURE/VACATIONにチェック
- ⑭ 署名
- ⑮ 到着日

- ① 名字(例) FUJIYAMA
- ② 名(例) TARO
- ③ ミドルネーム(なければ空欄でOK)
- ④ 性別(例) M=MALE(男性)、F=FEMALE(女性)
- ⑤ 誕生日: 月 / 日 / 西暦の順
- ⑥ 国籍(例) JAPAN
- ⑦ フィリピンの住所(例) FUJIYAMA HOTEL
- ⑧ パスポート番号
- ⑨ パスポート発行地(例) JAPAN
- ⑩ パスポート発行日: 月 / 日 / 西暦の順
- ⑪ フィリピンから最後に出国した日: 月 / 日 / 西暦の順(渡航歴がなければ空欄でOK)
- ⑫ 出発国(例) JAPAN
- ⑬ 到着日: 月 / 日 / 西暦の順
- ⑭ 便名:
- ⑮ 船便の場合の便名(記入の必要なし)
- ⑯ 同伴家族人数(例) 0
- ⑰ 連絡先: フィリピンの携帯があれば記入(なければ空欄でOK)
- ⑱ 預け荷物の数(例) 1
- ⑲ 機内持ち込み手荷物(例) 1
- ⑳ 旅行者の区分: チェック不要
- ㉑ 旅行目的: Vacationにチェック
- ㉒ 署名: 富士山 太郎
- ㉓ 記入日: 月 / 日 / 西暦の順

2025年 フィリピンの祝祭日

日付	曜日	祝祭日名称(日本語)	祝祭日名称(現地語など)
1月1日	水曜	新年	New Years Day
1月29日	水曜	中国旧正月	Chinese New Year
3月31日	月曜	ラマダン明け祝日(※)	Eidul-Fitar (※)
4月9日	水曜	勇者の日	Araw ng Kagitingan
4月17日	木曜	聖木曜日	Maundy Thursday
4月18日	金曜	聖金曜日	Good Friday
4月19日	土曜	聖土曜日	Black Saturday
5月1日	木曜	メーデー	Labor Day
6月6日	金曜	犠牲祭(※)	Eid ul-Adha (※)
6月12日	木曜	独立記念日	Independence Day
7月27日	日曜	イグレスシア・ニ・クリスト(INC)創設記念日	The founding anniversary of Iglesia ni Cristo (INC)
8月21日	木曜	ニノイアキノ記念日	Ninoy Aquino Day
8月25日	月曜	英雄の日	National Heroes Day (8月第四月曜日)
10月31日	金曜	万聖節イブ	All Saints Day Eve
11月1日	土曜	万聖節	All Saints Day
11月30日	日曜	ボニファシオ記念日	Bonifacio Day
12月8日	月曜	聖母マリアの祝日	Feast of the Immaculate Conception of Mary
12月24日	水曜	クリスマスイブ	Christmas Eve
12月25日	木曜	クリスマス	Christmas Day
12月30日	火曜	リサール記念日	Rizal Day
12月31日	水曜	大晦日	Last Day of the Year

※上記とは別に、フィリピンでは政府の発表で突然祝日が決まることがありますのでご注意ください。

※別途、州が定める祝日がありますのでご注意ください。

フィリピン留学時の航空会社選択方法&空港での日本出国審査について

留学などでフィリピンに渡航する際、以前は30日を超える滞在者(制度変更前は20日を超える滞在者)で、事前ビザを所持していない場合、搭乗拒否を行う航空会社がありました。その航空会社はデルタ、アジアナ、ANA、ジェットスター航空の4社で、搭乗拒否を行う対応を取り混乱が生じていました。この時と同じ4社が、また最近になって60日以上というくりの渡航者に対し、搭乗拒否などをするケースが増えてきています。

上記は航空会社の独自の判断基準により生じている問題のため、空港によって異なる対応を受けることもあり、事前の案内も不確定のものとなってしまいますが、以下のような対策をとることができます。

1. チケットに対策

チェックイン時に搭乗拒否されるリスクを回避しようとすることができます。ビザ不要期間にフィリピンを出国するチケットで出発することになりますが、追加コストがかかるため、ご渡航の皆様には保険をかけるか否かの意味合いで判断いただくことになります。

A. 復路の予約変更が可能なチケットにて、復路を30日以内で出発し、入国後に本来の搭乗日に変更する。

予約変更のための手数料として7,000~10,000円ほど追加が必要になってしまいます。

B. 往復チケットと別に、30日以内に出国する捨てチケットを別途購入する。

LCCにてマニラから台湾などの近距離国際線の片道チケットを購入し、実際には搭乗しないというものです。格安のキャンペーン価格となっているフライトを探すのに手間が掛かります。

2. 航空会社を選択

デルタ、アジアナ、ANA、ジェットスターでは搭乗拒否をされることがありますが、フィリピン航空やセブパシフィック航空は問題なくご搭乗いただけています。後者の航空会社を利用することでリスクは低減できます。

特にデルタ航空は過去に「31日以上滞在者で事前ビザなしは搭乗を許可しない」と公式にアナウンスしたことがあり、最も厳しい対応を取っています。アジアナ航空などは誓約書にサインさせるなどして結果搭乗許可が出ることがあります。

3. FUJIYAMA Internationalでの推奨

過去には最も慎重な対策である、入国後の日付変更や捨てチケットの導入をガイド等で推奨していましたが、実際には対策を取らずとも問題なく入国できている学生も多数おり、「過剰な案内ではないか」と学生の皆様からお声をいただくことがありました。

そこで、航空会社に電話にて確認したことがございます。

デルタ航空は「要ビザ期間の場合は事前ビザを取得するように」という公式アナウンスと変わりませんでした。次に厳しかったアジアナ航空では、あくまでチェックイン時に担当者が最終判断するという前置きがありながらも、学生の皆様には以下を徹底してほしいとの回答でした。

- ・ビザ延長する滞在制度への理解があること。
- ・語学留学での渡航であることを証明する書類を持参すること(入学許可証)。
- ・場合によっては誓約書にサインすること。

チェックイン時に搭乗拒否の問題が起きるケースですが、一部の渡航者は全くビザに対する知識がなく、航空会社職員からすれば「ビザをどうするつもりなのか分からない」と不審に思われる場合があるようです。この時に「語学留学への留学での渡航であり、学校(現地)にてビザ延長を代行してもらおう」と回答し、さらに入学許可証を提示することができれば、問題視されずに済みます。

ビザレスで出発できる留学国ではありますが、問題が起きれば学生の皆様が責任を負わなければならないとなってしまいます。ならば、ビザについての最低限の知識はあって然るべきなので、それを事前に学生の皆様にご知らせすることが重要なことと当社では認識しています。

問題が起きる背景について

フィリピンの入国審査や移民局でのビザ延長時に問題は生じていないことから、ほとんどのケースでは航空会社のチェックイン時に行う予備審査(航空会社の裁量)にて、問題が生じていると言えます。

この予備審査は、搭乗客が万が一入国できなかった場合は、航空会社にペナルティが課せられるために、現地の入国審査よりも厳しい場合があるほどです。その中で、原則ルールのみを振りかざす航空会社を利用すると、問題が起きてしまうようです。

そもそも、31日以上がビザが必要な滞在期間にもかかわらず、ビザレスで入国が許可されているのは、「入国後に予定が変わった場合、ビザを延長することで滞在を認める」という例外規定を根拠としていると聞いたことがあります(FUJIYAMA Internationalで直接確認したものではありませんため不確かとなります)。

話をまとめますと、以下を学生の皆様にご理解いただく必要があるかと思えます。

- ・デルタ、アジアナ、ANA、ジェットスター航空は避ける。
- ・ビザ延長のルールを把握しておく。
- ・入学許可証を所持する。
- ・誓約書へのサインを求められた場合は従う。
- ・それでも駄目なら復路便の予約変更を行う。

これらの対応ができるか不安な学生の皆様は、「復路便を30日以内で予約し、現地で本来の日付に戻す」という対策を取るしかないかと思えます。

日本出国時又はフィリピン入国時に30日以内に帰国又は第3国に出国する航空券を求められる可能性があります。

フィリピンのビザについて

フィリピン留学は、渡航前に日本で各種ビザを申請する必要がありません。旅行で渡航する場合と同様にノービザで入国し、ノービザの観光客が長期滞在や就学を合法的に行うためのビザを到着後に学校が代理申請してくれます。入国審査時に入国目的を「留学」としてしまおうと留学ビザが必要になってしまうので、必ず「観光」で入国してください。入国カードも同様に「観光」の欄にチェックしてください。ノービザで入国後、フィリピン国内で申請が必要なビザが3種類あります。

SSP (Special Study Permit)

SSP (Special Study Permit) は直訳すると「特別就学許可証」となり、フィリピンに観光目的で入国した外国人がフィリピン国内で合法的に勉強するために必要なビザの一種です。発行元はフィリピン法務省管轄の移民局で、フィリピンでの短期間の留学においては必ず必要なビザです。たとえ1日であっても「SSP」なしで授業を受けることは違法で、個人的に家庭教師を雇う際にも必ず必要です。もし「SSP」を申請せずに就学し、フィリピン当局に摘発された場合、入国管理法違反で2万ペソ(約50,000円)の罰金が課せられ、国外追放となります。「SSP」は現地到着後の申請で問題なく、ビザの有効期限は6か月間です(「SSP」は学校ごとに発行されるため、転校の際は再申請する必要があります)。

必要書類: パスポート・証明写真4枚 費用: 約7,000ペソ(学校によって料金は異なる)



滞在ビザ(延長)

日本人の場合、フィリピンでは30日間までノービザで滞在することができます。現地で31泊以上滞在する場合はビザの延長が必要になります。航空会社などで「31日以上の滞在には予めビザを取得する必要があります」と言われるケースもありますが、実際は現地到着後31日以内に延長手続きをすれば問題ありません。

延長回数	延長費用	滞在可能日数	滞在可能週
1回目	約4,130ペソ	入国から59日間	8週間
2回目	約5,410ペソ	入国から89日間	12週間
3回目	約3,540ペソ	入国から119日間	16週間
4回目	約3,540ペソ	入国から149日間	20週間
5回目	約3,540ペソ	入国から179日間	24週間

※学校によって延長費用は異なります。

SSP I-Card (SSP E-Card)

SSP I-Card (もしくはSSP E-Card) は、就学許可証であるSSPに付属する外国人登録証ですが、ACR I-Cardとは異なるカードです。ACR I-Cardは観光を目的としてフィリピンに60日以上長期滞在する方、または短期間でも就学や就労する外国人に対して取得が義務付けられている外国人登録証明書ですが、SSP I-CardはSSPを申請する方全員が対象となりますため、語学留学生は取得が義務付けられています。

ACR I-Card (外国人登録証)

ACR I-Card (Alien Certificate of Registration Identity Card) は、観光を目的としてフィリピンに60日以上長期滞在する方、または短期間でも就学や就労する外国人に対して取得が義務付けられている外国人登録証明書です。これは移民局に登録された外国人のフィリピンにおける法的居住資格の証拠として活用され、フィリピンを訪れる外国人の監視を強化し、簡便に身元の証明を行えるものとなります。ACR I-Cardを取得しなかった場合、出国の際に空港でACR I-Card取得相当の金額の請求、または罰金が科せられます。また、ACR I-Cardはフィリピンへの再入国許可や特別再入国証として使うことはできず、出国と同時に空港の移民庁職員に返還しなければいけません。

必要書類: パスポート 費用: 約3,500ペソ(学校によって料金は異なる)



※ノービザでの渡航について

フィリピン留学は、渡航前に日本で各種ビザを申請する必要がなく、旅行で渡航する場合と同様にノービザ(観光ビザ)で入国します。そして、ノービザの観光客が長期滞在や就学を合法的に行うためのビザを、現地到着後に学校が申請代行してくれるようになっています。入国審査時に入国目的を「留学」としてしまおうと、留学ビザが必要になってしまいますので、必ず「観光」としてください。入国カードも同様に「観光」の欄にチェックを入れてください。パスポートの残存有効期間はフィリピン入国時に「6か月以上」残っているものが必要になりますので、必ず渡航前にご確認ください。また、フィリピン入国に際しては往路、もしくはフィリピンから他国へ出国する航空券がなければ入国できませんので必ずご準備ください。

※APECカードでの留学は禁止

APECカード(APEC Business Travel Card, ABTC)は、アジア太平洋経済協力(APEC)加盟国のビジネス関係者が、加盟国間を短期商用目的でスムーズに移動できるようにする特別なビザ免除カードです。以前は、APECカードを使ってもフィリピンで留学ができました。ただし、最新の規定によると、APECカードを所持している方はフィリピンでの就学が認められなくなりました(入国時にAPECカードを提示しなければ、通常通り学習を継続することが可能です)。今後、フィリピンに到着予定の学生でAPECカードをお持ちの方は、入国審査時にカードを提示しないようお願いいたします。提示しなければ、SSP(特別就学許可)の取得やビザ延長申請が問題なく行えます。

